明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務四）　一
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四）　三
〔告　示〕
○消防署の組織の管轄区域を定める件（消防庁一）　六
○救急隊員の応急処置等の基準の一部を改正する件（同二）　八
○救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者を定める件を廃止する件（同三）　九
○消防力の整備指針の一部を改正する件（同四）　一〇
○消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する件（同五）　一四
○情報処理の促進に関する法律施行規則第四十三条の規定に基づき、ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程を定める件（経済産業一九）　一四
○ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程第一　三（九）に規定する受付機関及び同規程第一　三（十一）に規定する調整機関を定める件（同二〇）　一四

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等　出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・懲戒の処分・裁決、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一四
地方公共団体　教育職員免許状失効・取上げ処分、無縁墳墓等改葬関係　一四
会社その他　一四
会社決算公告　一四

## 省令

**○総務省令第四号**

消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百七十九号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第二項、第五項及び第六項並びに第四十四条の二第三項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月八日

総務大臣　山本　早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の二の三」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

（実施計画の記載事項）

**第五十条の二**　令第四十四条第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　令第四十四条第二項の規定に基づく救急業務を実施する地域（次号において「実施地域」という。）及び時間帯並びに准救急隊員の人数、勤務形態、配置場所その他の実施体制

二　複数の場所における傷病者の発生、多数の傷病者の発生等の場合に、実施地域以外の地域から救急現場に必要に応じて救急隊一隊以上を出動させることができる体制の確保に関する事項

三　医師が救急業務を行う救急隊員及び准救急隊員に対して必要に応じて指導又は助言を行うことができる体制の確保に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、救急業務の適切な実施を図るために必要な事項

第五十一条中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第五項第一号」に改め、同条の表を次のように改める。

| 課目 | 分類 | 内容 | 時間数 |
|---|---|---|---|
| 救急業務及び救急医学の基礎 | 救急業務の総論及び医学概論 | 救急業務の沿革及び意義、救急隊員及び准救急隊員の責務等並びに医学概論 | 五十 |
| | 解剖・生理 | 総論、身体各部の名称及び皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系その他の系 | |
| | 社会保障・社会福祉 | 社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制並びに医療保険 | |
| | 救急実務及び関係法規 | 死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急業務の関係機関並びに救急業務の関係法規 | |
| 応急処置の総論 | 観察 | 総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、受傷機転の把握及び既往症等の聴取 | 七十三 |
| | 検査 | 一般検査、生理学的検査並びに検査機器の原理・構造及び保守管理 | |
| | 応急処置総論 | 心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理及び搬送 | |